

平成30年度版 個人市民税・県民税

所得控除の種類と控除額

所得控除とは、納税義務者に配偶者や扶養親族があるかどうか、又は家族に大病があったというような個人的事情を税負担上考慮するため、所得金額から控除するもので、次のものがあります。

種 類	要 件	控 除 額	
雑 損 控 除	火災や盗難などにより日常生活に必要な資産に損害を受けた場合	次の(1)と(2)のいずれか多い方の金額 (1) (損害金額 - 保険等による補てん額) - 総所得金額の10% (2) 災害関連支出の金額 - 5万円 災害関連支出とは、災害にあった住宅家財等の取壊しの費用又は原状回復するための費用をいいます。	
医 療 費 控 除	本人や本人と生計を一にする親族のために医療費を支払った場合	(支払った医療費 - 保険金等の補てん額) - (総所得金額等の5%か10万円のいずれか低い金額) 控除限度額は200万円。 保険金等の補てん額とは、健康保険からの出産一時金、家族療養費、生命保険等契約による入院費給付金などをいいます。	
セルフメディケーション税制	健康の維持増進及び疾病の予防の取組を行う個人が、特定一般医薬品等の購入費用を負担した場合	(特定一般医薬品等の購入費用 - 補てん額) - 12,000円 控除限度額は88,000円 医療費控除の適用を受ける場合、セルフメディケーション税制の適用を受けることができません。	
社会保険料控除	本人や本人と生計を一にする親族のために国民健康保険料や国民年金、介護保険料などを支払った場合	支払った金額	
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済制度などに基づく個人型年金加入者掛金を支払ったり、地方公共団体が行う心身障害者扶養共済掛金を支払った場合	支払った金額	
生命保険料控除	生命保険契約等の保険料や掛金を支払った場合又は個人年金保険等の保険料や掛金を支払った場合	旧契約	
		支払った保険料額(A)	控 除 額
		15,000円以下	Aの金額
		15,001円～40,000円	$A \times 1 / 2 + 7,500$ 円
		40,001円～70,000円	$A \times 1 / 4 + 17,500$ 円
70,001円～	35,000円		
		一般分と個人年金分について上記にあてはめてそれぞれ算定し、合計して控除額を出します。	
		新契約	

		支払った保険料 (A)	控除額	
		12,000 円以下	A の金額	
		12,001 円 ~ 32,000 円	$A \times 1 / 2 + 6,000$ 円	
		32,001 円 ~ 56,000 円	$A \times 1 / 4 + 14,000$ 円	
		56,001 円 ~	28,000 円	
		一般分、個人年金分と介護医療保険分について上記にあてはめてそれぞれ算定し、合計して控除額を出します。		
地震保険料控除	地震保険の保険料や掛け金を支払った場合 〔経過措置〕 損害保険料控除は廃止となりましたが、経過措置としまして、平成 18 年 12 月 31 日までに締結された「長期損害保険料」につきましては、従前の損害保険料と同様に最高 1 万円の控除が適用されます。ただし、地震保険料控除と長期損害保険料控除の合計額は最高 2 万 5 千円となりますのでご注意ください。なお、「短期損害保険料控除」に伴う経過措置はありません。	地震保険料契約で支払った保険料の 1 / 2 (最高 2 万 5 千円) 控除額となります。		
		長期損害保険：保険期間が 10 年以上で、かつ満期返戻金がある契約のもの		
			支払保険料額 (A)	控除額
		長期	5,000 円以下	A の金額
			5,001 円 ~ 15,000 円	$A \times 1 / 2 + 2,500$ 円
	15,000 円 ~	10,000 円		
障害者控除	本人、配偶者控除の対象者又は扶養親族とされている人が障害者の場合	(1)特別障害者：(1 人につき) 30 万円 特別障害者とは、身体障害者手帳上 1 又は 2 級と記載されている人や重度の知的障害者と判定されている人などが該当します。		
		(2)一般の障害者：(1 人につき) 26 万円 特別障害者以外の障害を認定されている人などが該当します。		
寡婦控除	次のいずれかに該当する場合 (1)夫と死別し又は離婚した後再婚していない人、又は夫の生死が明らかでない人で、扶養親族又はその者と生計を一にする子で前年の総所得金額等が所得税の基礎控除額以下のものを有していること (2)夫と死別した後再婚していない人、又は夫の生死が明らかでない人で、合計所得金額が 500 万円以下の人	(3)同居特別障害者(1 人につき) 53 万円		
		26 万円		

	夫と死別し又は離婚した後再婚していない人、又は夫の生死が明らかでない人で、合計所得金額が 500 万円以下で、かつ扶養となる子供がいる人の場合	30 万円
寡夫控除	妻と死別し又は離婚した後再婚していない人、又は妻の生死が明らかでない人で、合計所得金額が 500 万円以下で、かつ扶養となる子供がいる人の場合	26 万円
勤労学生控除	自己の勤労に基づく給与所得等があり、かつ合計所得金額が 65 万円以下で、そのうちの給与所得等以外の金額が 10 万円以下の場合	26 万円
配偶者控除	生計を一にする配偶者（妻又は夫）の合計所得金額が 38 万円以下の場合	(1) 配偶者が 70 歳以上(昭和 23 年 1 月 1 日以前生れ)の場合：38 万円 (2) 配偶者が 70 歳未満の場合：33 万円
配偶者特別控除	本人の合計所得金額が 1,000 万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が 38 万円超 76 万未満の場合	控除額は配偶者特別控除一覧表を参照してください。
扶養控除	生計を一にする親族（配偶者を除く）で合計所得金額が 38 万円以下の人がいる場合 事業専従者になっている人を除きます。	(1) 19 歳以上 23 歳未満の人（平成 7 年 1 月 2 日～平成 11 年 1 月 1 日生れ）を扶養している場合 = 特定の扶養親族：(1 人につき)45 万円 (2) 70 歳以上の人(昭和 23 年 1 月 1 日以前生れ)を扶養している場合 = 老人の扶養親族：(1 人につき)38 万円 (3) 70 歳以上の人(昭和 23 年 1 月 1 日以前生れの本人又は配偶者の直系尊属で同居している人)を扶養している場合 = 同居老親等の扶養親族：(1 人につき)45 万円 (4) 23 歳以上 70 歳未満の人(昭和 23 年 1 月 2 日～平成 7 年 1 月 1 日生れ)及び 16 歳以上 19 歳未満(平成 11 年 1 月 2 日～平成 14 年 1 月 1 日生れ)を扶養している場合 = 一般扶養親族：(1 人につき)33 万円
基礎控除	すべての納税義務者	33 万円

16 歳未満の人（平成 14 年 1 月 2 日以降生まれ）を扶養している場合 = 年少扶養親族：0 円（平成 24 年度より 16 歳未満の扶養親族に対する控除金額が廃止されました。控除金額はありませんが、前記した「税金を課税されない人」の扶養親族数には含めます。）

配偶者特別控除一覧表

配偶者の合計所得金額	(参 考) 給与収入金額にした場合	配偶者特別控除額	(参 考) 配偶者控除
0円 ~ 380,000円	0円 ~ 1,030,000円	0円	受けられる
380,001円 ~ 449,999円	1,030,001円 ~ 1,099,999円	33万円	受けられない
450,000円 ~ 499,999円	1,100,000円 ~ 1,149,999円	31万円	
500,000円 ~ 549,999円	1,150,000円 ~ 1,199,999円	26万円	
550,000円 ~ 599,999円	1,200,000円 ~ 1,249,999円	21万円	
600,000円 ~ 649,999円	1,250,000円 ~ 1,299,999円	16万円	
650,000円 ~ 699,999円	1,300,000円 ~ 1,349,999円	11万円	
700,000円 ~ 749,999円	1,350,000円 ~ 1,399,999円	6万円	
750,000円 ~ 759,999円	1,400,000円 ~ 1,409,999円	3万円	
760,000円 ~	1,410,000円 ~	0円	